

兵高教組

2019年12月13日

調査情報 25号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

マイナンバーカード取得の危険性について考える

マイナンバーカードの申請・取得状況の調査が各学校で進行中です。高教組は、調査情報 22号(2019. 11. 26付)で、「取得も取得状況調査への回答も強制ではない」ことをお知らせしました。今号では、カード取得に伴う危険性について考えてみます。

マイナンバーに紐付ける情報は、今後拡大

このマイナンバーは、税・社会保障・災害対策の3つの分野で、国や自治体が法律や条例に定められた事務に利用されています。マイナンバーの利用は制度の出発当初は限定的かもしれませんが、今後、民間サービスにも利用されていく予定です。予定されているようにカードが健康保険証として利用されていくと、病歴など膨大な個人情報が集積していくおそれがあります。

カード取得で可能になること

政府は、カード取得で国民の利便性が向上するとして次のように宣伝しています。本人確認の際の公的な身分証明書になること、各種行政手続きがオンラインで可能になること、住民票の写しや印鑑証明書がコンビニで取得できること、さらに今回の調査の契機となった健康保険証としての利用などです。さらに、各種民間のオンライン取引や口座開設のときの電子証明書として活用することです。

カードの取得による危険性

政府は、カードのICチップに、プライバシー性の高い個人情報は記録されない、またチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないから、セキュリティ対策は大丈夫だとしています。しかし、マイナンバーカードの利用機会が増加すれば、それだけ持ち歩くことが増え、紛失やスキミングの危険性もより高まります。また、コンビニでの証明書取得には、暗証番号が必要であり、暗証番号(を記入した書類やメモ等)の紛失の危険性も同時に強まります。カードを取得することで可能になることが多い分、カードや暗証番号の紛失や窃盗により、「本人なりすまし」によって勝手に印鑑登録書が取得されたり、銀行口座の取引明細が回覧されたりといった危険性が高いのです。

通知カードで十分

名称は違いますがマイナンバー制度が導入されて久しいアメリカでは、「本人なりすまし」の悪用が多発しています。個人情報を引き出し現金を受け取ったり、死んだ家族になりすまし年金を不正受給したり、米国に不法侵入した人がナンバーを盗み働き口を探したりといったものです。サイバー攻撃で、日本人全員の個人情報が知られてしまうリスクを指摘する人もいます。あってほしくないことですが、マイナンバーを扱う人からの情報漏えいがないとも限りません。カード取得で可能になることは増加しますが、危険性の方が多いのです。このような現状では、国民にとって通知カードがあれば十分ではないでしょうか。

国民の個人情報を政府が一手に握る怖さ

最後になりますが、この制度の最大の問題点は、政府に国民の個人情報が一手に握られてしまうということです。そもそも税・社会保障・災害対策の3つの分野は、個人の財産と健康をはじめとする全生涯に渡る出来事に関するもので、膨大な情報が含まれています。これに民間サービス関連の情報が付け加われれば、個人の生活・行動を含め情報がほぼ完璧となります。そのような情報を政府が一手に握り、国民の管理統制に利用しないとも限りません。政府にそこまでの情報を集中させてよいのかどうか、この制度が本来持っている危険性を、私たち国民は十分に注意しておかなければなりません。

アウシュビッツではユダヤ人の腕に番号を刻印しました。それと同様とまでは極言しないにしても、それを国民全体に広げた一種の「国民総背番号制」ではないのか、という批判的視点を忘れてはならないのではないのでしょうか。



マイナンバーカードの取得は任意です。取得状況を誰かに知らせる義務はありません。調査への回答も強制されません。